

車検を受けられるお客様へ

継続検査（車検）のお手続きに際して下記事項についてご確認いただき、ご承諾下さいますようお願い申し上げます。

1. 放置違反金滞納情報照会について

平成18年6月から、都道府県公安委員会（警察）が放置駐車違反の車両の使用者に放置違反金の納付を命ずる制度がスタートし、この命令を受けたにもかかわらず、放置違反金を支払わないまま都道府県公安委員会から督促を受けた方は、これを納付しなければ、当該命令に係る自動車の次の車検（継続検査又は構造等変更検査）を完了することができないこととなりました（道路交通法第51条の7第1項及び第2項）。

したがって、放置違反金を滞納されている方は、速やかにこれを納付し、その証明書を車検に際してご提示いただくようお願い申し上げます（納付いただけない場合は、法令の規定により、都道府県公安委員会が行う滞納処分の対象となります）。

納付書をお持ちでない方は、再発行いたしますので、各都道府県警察本部交通部にお問い合わせ下さい。

また、車検業務を円滑に完了するため、自動車整備事業者が皆様及び皆様のお車に関する情報を警察に照会し、必要な確認を行う場合には、以下の同意書が必要となります。

警 察 庁
国 土 交 通 省

2. 継続検査（車検）の電磁的方法による申請手続きについて

平成29年4月より、継続検査（車検）に必要な書類の作成や申請手続きを電磁的方法により行うことが可能となりましたが、電磁的方法により行う場合は、法令の規定により、事前にお客様（使用者）の承諾を頂くことが必要となっています。（法令の規定：道路運送車両法第94条の5第2項、同施行令第10条及び自動車損害賠償保障法第9条第2項、同施行令第1条をいう。）

事業場名

東播自動車整備協業組合

放置違反金滞納情報照会における同意書 継続検査（車検）における確認事項及び承諾書

1. この度、継続検査等の申請を貴社（店）に依頼するにあたり、貴社（店）が私及び私の

☐軽自動車 ☐登録自動車 ☐二輪車

に係る放置違反金の滞納の有無に関する情報を（自動車整備振興会を通じて）警察に照会・確認することに同意します。

2. 継続検査（車検）の電磁的方法による申請手続きに関してチェックを付けた事項について承諾します。

①〔継続検査（車検）申請に関する委任について〕

☐継続検査の申請を電磁的方法により行う場合、申請代理人に対し、申請に必要な情報を提供すること及び申請を委任すること。

②〔継続検査（車検）に際し民間が発行する証明書の取扱に関する承諾〕

☐保安基準適合証の交付に代えて、当該証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

☐自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

※「電磁的方法」とは：紙による申請や関係書類の国への提出に代えて、電子データにより国へ送信するものです。なお、当該電子データは、継続検査（車検）の手続き以外には使用されません。

登録番号又は車両番号（二輪の小型自動車又は検査対象軽自動車）

車台番号

ご記入日 年 月 日

使用者の氏名（社名） 印

※記名・押印又は自署

放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）

年 月 日

御中

ここは、記入不要

上記1の同意書に係る自動車について、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か、対象となっている場合は当該自動車検査証の返付拒否の原因となっている放置駐車違反の違反番号を回答願います。

認 証 番 号 :

整備事業者名 :

電 話 :

F A X :

印